

静岡文化芸術大学委託生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学学則第56条の規定に基づき、委託生に関し、必要な事項を定める。

(入学許可)

第2条 委託生の受入れは、該当する教授会の選考を経て、学長が許可する。

(入学資格)

第3条 委託生として入学することのできる者は、官公庁、学校及び団体（以下「団体等」という。）に所属する職員で研究のため派遣された者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) その他本大学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の時期)

第4条 委託生は、学年又は学期初めに入学を許可する。ただし、学長が必要と認めたときは、他の時期に入学を許可することができる。

(入学の志願)

第5条 団体等の長は、その所属職員を委託しようとするときは、次の各号に定められた書類により、学長に願出しなければならない。

- (1) 委託生入学申請書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業（修了）証明書及び学業成績証明書
- (4) その他指定する書類

(費用の負担)

第6条 入学を許可された団体等は、所定の期日までに研究料を納入しなければならない。ただし、官公庁、公益法人及び非営利法人においては研究料を免除する。

2 演習、実習等に要する特別の費用は、委託生の負担とする。

(指導教員)

第7条 委託生は、指導教員の指導を受け、研究に従事するものとする

2 当該学部長は、当該学部教授会の議を経て、委託生の指導教員を決定する。

(学生証の交付及び返還)

第8条 団体等が研究料を納入した後に、学生証を交付する。

2 委託生は、委託期間が終了して学籍を失うときは、学生証を速やかに返還しなければならない。

(委託期間)

第9条 委託生の委託期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、当該教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(許可の取消)

第10条 委託生として不相当と認められたときは、学長は、当該教授会の議を経て、許可を取り消すことができる。

(準用)

第11条 静岡文化芸術大学学則中、学生に関する規定は、委託生に準用する。

(委任)

第12条 この規程の施行に関し、必要な事項は、教育研究審議会の意見を聴いて学長が定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。